

平成二十六年政令第百七十二号

雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令に基づき、この政令を制定する。

雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）第二条第二項の規定に基づき、この政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人独立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技术振興機構、国立研究開發法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人國立成育医療研究センター、国立研究開発法人國立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人森林研究・整備機構、セントラル、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人國立研究開発法人情報通信研究機構、研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人人品質・材料研究機構、独立行政法人防災科学研究所、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬機器総合機構、独立行政法人人工ネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人海事機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際経済産業研究所、独立行政法人工業所、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人國立印刷局、独立行政法人國立科学博物館、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人独立行政法人工業所、独立行政法人国家畜改良センター、独立行政法人独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人独立行政法人国際交流基金、独立行政法人独立行政法人独立行政法人国際交流基金、独立行政法人独立行政法人独立行政法人独立行政法人国際交流基金。

附則（平成二七年三月一八日政令第七二号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（施行期日）  
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第六条から第十一条まで、第十三条

行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重要知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人金融支援機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人大中企業基礎整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人。

（施行期日）  
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（施行期日）  
この政令は、平成二十八年三月二五日政令第七二号抄

（施行期日）  
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（施行期日）  
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（施行期日）  
この政令は、平成二十八年三月二六日政令第一号抄

（施行期日）  
この政令は、平成二十八年三月二九日政令第五七号抄

（施行期日）  
この政令は、平成二十八年三月二九日政令第七二号抄

（施行期日）  
この政令は、平成二十九年三月二九日政令第四号抄

（施行期日）  
この政令は、平成二十九年三月二九日政令第二号抄

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（施行期日）  
この政令は、平成二九年二月一七日政令第二号抄

（施行期日）  
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

行政法人国立高専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重要知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人金融支援機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人大中企業基礎整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人。

（施行期日）  
この政令は、平成二十九年三月二九日政令第三号抄

（施行期日）  
この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（施行期日）  
この政令は、平成三一年三月二〇日政令第四号抄

（施行期日）  
この政令は、平成三一年三月二〇日政令第二号抄

（施行期日）  
この政令は、平成三一年三月二〇日政令第二号抄